平成２３年（フ）第８２３号
千葉県市川市奉免町37番地114
破産者　遠藤　充宏
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７０号
北海道千歳市白樺３丁目10番地の６
破産者　岩本建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７８７号
札幌市豊平区平岸３条13丁目３番18号　ラジャス長船102号
破産者　梶　美津子（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６０４号
札幌市西区発寒６条９丁目３番１号　ＡＯビル２階
破産者　国際整体道連盟株式会社整体館
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
茨城県鹿嶋市大字武井1402番地２
破産者　有限会社大槻材木店
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７２号
栃木県小山市暁２丁目７番５号
破産者　大成工業有限会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２８９号
群馬県前橋市住吉町２丁目６番７―201号　ウイング前橋中央
破産者　被相続人川上正城相続財産
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６６号
千葉県八千代市村上1597番地13
破産者　株式会社アートハウス
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２２号
千葉県船橋市前原西１丁目４番７―203号
破産者　滝口　勝己
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２４号
千葉県我孫子市布佐2501
破産者　ペンギン輸送有限会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９８号
東京都昭島市美堀町２丁目14番１―106号
破産者　内山　君江
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５８号
東京都八王子市東浅川町683番地８
破産者　株式会社丸幸
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５９号
東京都八王子市東浅川町683番地８
破産者　田中　　大
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２２７号
東京都多摩市豊ケ丘６丁目１番地１―403
破産者　田畑　哲朗
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４０号
東京都東久留米市下里７丁目８番16―204号
破産者　山中　　直
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４１号
東京都東大和市上北台３丁目459番地の１セントレー玉川上水第２　503号室
破産者　山中　　学
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９５号
福井県越前市横市町第24号14番地の３
破産者　株式会社ヤマダ
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
名古屋市中村区岩上町79番地
破産者　株式会社カナメ
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０２号
大阪府和泉市室堂町664番地の１サンヒルズ光明池105
破産者　有限会社サラン関西
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
鳥取県東伯郡北栄町国坂970番地２
破産者　有限会社フレッシュ
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９号
島根県松江市朝日町473番地　サンハイツ岩田201
破産者　佐々木松郎
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３５号
島根県出雲市斐川町学頭1815番地６
破産者　有限会社高橋造園
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部